※特例監理技術者を配置する場合にのみ提出すること。

※兼務の要件を満たしているか確認し、本チェックリストを提出書類に添付して提出すること。

※兼務の要件を満たしていない場合、特例監理技術者の配置は認められない。

工事名称

**兼務要件チェックリスト**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 要件 | 確認欄 |
| １ | 本工事が建設業法第26条第３項のただし書（特例監理技術者の配置）の適用をうける（兼務を認める）工事であることを入札公告若しくは特記仕様書で確認した。 | □ |
| <兼務を認める場合の入札公告における記載例>建設業法に基づき、〇〇工事に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。なお、建設業法第26条3項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することができる。 |
| ２ | 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請として、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務が適正に遂行できる範囲とし、兼務できる工事は本工事含め２件である。 | □ |
| ３ | 特例監理技術者の兼務する工事の施工場所は大阪府内である。 | □ |
| ４ | 監理技術者補佐は専任である。 | □ |
| ５ | 監理技術者補佐は資格要件を満たしている。 | □ |
| ６ | 監理技術者補佐は受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある。 | □ |
| ７ | 特例監理技術者は、監理技術者補佐を配置した場合においても、監理技術者が行うべき職務を適正に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導する。 | □ |
| ８ | 特例監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡がとれる体制である。 | □ |
| ９ | 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。 | □ |

【特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合に提出】

令和　　 年 月 日

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する届出書

貝塚市長　様

住　所

商号又は名称

代表者職・氏名

建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について、入札参加資格要件や特記仕様書等に定める条件を遵守し、下記のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 工事名称 |  |
| 特例監理技術者 | 当該工事現場に配置する特例監理技術者の氏名 |  |
| 特例監理技術者が兼務するもう一方の工事名称等 | 工事名称：発注者：施工場所： |
| 監理技術者補佐 | 当該工事現場に専任配置する監理技術者補佐の氏名 |  |
| 監理技術者補佐が行う業務内容(明確にすること) | 記載例）施工計画の作成、工事の工程管理、検査・試験の実施等 |
| 該当要件（アもしくはイに〇をつけ、記入すること） | ア．一級施工管理技士補であり主任技術者の要件を満たしている①一級施工管理技士補検定種目：番 号：②主任技術者となる資格もしくは実務経験資格名：番号：実務経験　　　　年　　　　ヶ月 |
| イ．監理技術者の要件を満たしている資格名：番号：実務経験　　　　年　　　　ヶ月 |

下記を添付すること

・資格証等の写し(監理技術者補佐のｱ①は一級技術検定の合格証の写し等)

・健康保険被保険者証の写し等、受注者と直接的かつ恒常的(３ヶ月以上)な雇用関係がわかるもの

・実務経験の場合は、経歴書（別紙参考様式）

